

特例施設占有者の指定取消し処分基準新旧対照表

〔令和元12月14日〕

(改正部分は、下線部分である。)

旧	新																
<p>処分基準</p> <p style="text-align: right;">年 月 日作成</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>法令名：遺失物法施行規則</td> </tr> <tr> <td>根拠条項：第30条第1項</td> </tr> <tr> <td>処分の概要：特例施設占有者の指定の取消し</td> </tr> <tr> <td>原権者（委任先）：福岡県公安委員会</td> </tr> <tr> <td>法令の定め：                     <ul style="list-style-type: none"> <li>遺失物法第17条（特例施設占有者）</li> <li>遺失物法施行令第5条第5号（特例施設占有者の要件）</li> <li>遺失物法施行規則第30条第1項（指定の取消し）</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>処分基準：                     <p>遺失物法施行令第5条第5号イ若しくはハに該当しなくなった場合又は同号ロ(1)から(3)までのいずれかに該当することとなった場合において、次のように、帰責事由がなく、又は悪性が極めて軽微であって、速やかに是正、回復等を行うことができ、現に是正、回復等をしようとしているとき等を除き、特例施設占有者の指定を取り消すこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法人の責めに帰することのできない事由により法人の役員が令第5条第5号ロ(1)又は(2)に該当することとなった場合で、事実判明後、当該法人が速やかにその者の解任手続を進めているとき。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>問い合わせ先：警察本部総務部会計課出納係 (092)641-4141 内線2243</td> </tr> <tr> <td>備考：</td> </tr> </table>	法令名：遺失物法施行規則	根拠条項：第30条第1項	処分の概要：特例施設占有者の指定の取消し	原権者（委任先）：福岡県公安委員会	法令の定め： <ul style="list-style-type: none"> <li>遺失物法第17条（特例施設占有者）</li> <li>遺失物法施行令第5条第5号（特例施設占有者の要件）</li> <li>遺失物法施行規則第30条第1項（指定の取消し）</li> </ul>	処分基準： <p>遺失物法施行令第5条第5号イ若しくはハに該当しなくなった場合又は同号ロ(1)から(3)までのいずれかに該当することとなった場合において、次のように、帰責事由がなく、又は悪性が極めて軽微であって、速やかに是正、回復等を行うことができ、現に是正、回復等をしようとしているとき等を除き、特例施設占有者の指定を取り消すこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法人の責めに帰することのできない事由により法人の役員が令第5条第5号ロ(1)又は(2)に該当することとなった場合で、事実判明後、当該法人が速やかにその者の解任手続を進めているとき。</li> </ul>	問い合わせ先：警察本部総務部会計課出納係 (092)641-4141 内線2243	備考：	<p>処分基準</p> <p style="text-align: right;">年 月 日作成</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>法令名：遺失物法施行規則</td> </tr> <tr> <td>根拠条項：第30条第1項</td> </tr> <tr> <td>処分の概要：特例施設占有者の指定の取消し</td> </tr> <tr> <td>原権者（委任先）：福岡県公安委員会</td> </tr> <tr> <td>法令の定め：                     <ul style="list-style-type: none"> <li>遺失物法第17条（特例施設占有者）</li> <li>遺失物法施行令第5条第5号（特例施設占有者の要件）</li> <li>遺失物法施行規則第30条第1項（指定の取消し）</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>処分基準：                     <p>遺失物法施行令第5条第5号イ若しくはハに該当しなくなった場合又は同号ロ(1)から(4)までのいずれかに該当することとなった場合において、次のように、帰責事由がなく、又は悪性が極めて軽微であって、速やかに是正、回復等を行うことができ、現に是正、回復等をしようとしているとき等を除き、特例施設占有者の指定を取り消すこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法人の責めに帰することのできない事由により法人の役員が令第5条第5号ロ(1)から(3)までのいずれかに該当することとなった場合で、事実判明後、当該法人が速やかにその者の解任手続を進めているとき。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>問い合わせ先：警察本部総務部会計課出納係 (092)641-4141 内線2243</td> </tr> <tr> <td>備考：</td> </tr> </table>	法令名：遺失物法施行規則	根拠条項：第30条第1項	処分の概要：特例施設占有者の指定の取消し	原権者（委任先）：福岡県公安委員会	法令の定め： <ul style="list-style-type: none"> <li>遺失物法第17条（特例施設占有者）</li> <li>遺失物法施行令第5条第5号（特例施設占有者の要件）</li> <li>遺失物法施行規則第30条第1項（指定の取消し）</li> </ul>	処分基準： <p>遺失物法施行令第5条第5号イ若しくはハに該当しなくなった場合又は同号ロ(1)から(4)までのいずれかに該当することとなった場合において、次のように、帰責事由がなく、又は悪性が極めて軽微であって、速やかに是正、回復等を行うことができ、現に是正、回復等をしようとしているとき等を除き、特例施設占有者の指定を取り消すこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法人の責めに帰することのできない事由により法人の役員が令第5条第5号ロ(1)から(3)までのいずれかに該当することとなった場合で、事実判明後、当該法人が速やかにその者の解任手続を進めているとき。</li> </ul>	問い合わせ先：警察本部総務部会計課出納係 (092)641-4141 内線2243	備考：
法令名：遺失物法施行規則																	
根拠条項：第30条第1項																	
処分の概要：特例施設占有者の指定の取消し																	
原権者（委任先）：福岡県公安委員会																	
法令の定め： <ul style="list-style-type: none"> <li>遺失物法第17条（特例施設占有者）</li> <li>遺失物法施行令第5条第5号（特例施設占有者の要件）</li> <li>遺失物法施行規則第30条第1項（指定の取消し）</li> </ul>																	
処分基準： <p>遺失物法施行令第5条第5号イ若しくはハに該当しなくなった場合又は同号ロ(1)から(3)までのいずれかに該当することとなった場合において、次のように、帰責事由がなく、又は悪性が極めて軽微であって、速やかに是正、回復等を行うことができ、現に是正、回復等をしようとしているとき等を除き、特例施設占有者の指定を取り消すこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法人の責めに帰することのできない事由により法人の役員が令第5条第5号ロ(1)又は(2)に該当することとなった場合で、事実判明後、当該法人が速やかにその者の解任手続を進めているとき。</li> </ul>																	
問い合わせ先：警察本部総務部会計課出納係 (092)641-4141 内線2243																	
備考：																	
法令名：遺失物法施行規則																	
根拠条項：第30条第1項																	
処分の概要：特例施設占有者の指定の取消し																	
原権者（委任先）：福岡県公安委員会																	
法令の定め： <ul style="list-style-type: none"> <li>遺失物法第17条（特例施設占有者）</li> <li>遺失物法施行令第5条第5号（特例施設占有者の要件）</li> <li>遺失物法施行規則第30条第1項（指定の取消し）</li> </ul>																	
処分基準： <p>遺失物法施行令第5条第5号イ若しくはハに該当しなくなった場合又は同号ロ(1)から(4)までのいずれかに該当することとなった場合において、次のように、帰責事由がなく、又は悪性が極めて軽微であって、速やかに是正、回復等を行うことができ、現に是正、回復等をしようとしているとき等を除き、特例施設占有者の指定を取り消すこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法人の責めに帰することのできない事由により法人の役員が令第5条第5号ロ(1)から(3)までのいずれかに該当することとなった場合で、事実判明後、当該法人が速やかにその者の解任手続を進めているとき。</li> </ul>																	
問い合わせ先：警察本部総務部会計課出納係 (092)641-4141 内線2243																	
備考：																	

